

第5章 柳井市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な人の権利を保護し、財産管理や日常生活における法律行為を支援するための制度です。

近年の高齢化の進展により、認知症や単身世帯の高齢者、家族の支援を受けられない障がい者が増加しており、地域社会から孤立する人や身寄りがなくて生活に困難を抱える人の問題が顕在化しています。この中で、成年後見制度は、権利擁護支援における重要な役割を果たしており、介護保険サービスや障害福祉サービスとともに高齢社会を支える「車の両輪」として位置づけられています。

しかし、当該制度の利用状況については、認知症高齢者などの潜在的に制度利用が想定されている人のうち、一部の人の利用にとどまっています。この理由としては、意思決定支援や身上保護における本人の意思尊重よりも財産保全が重視されてきたことや、制度自体の使いにくさが指摘されており、必要な人に制度が利用されていない可能性があることから、利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善が強く求められています。

こうした状況に対応していくため、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村計画の策定が努力義務となりました（同法第14条第1項）。そして、平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画により、市町村が福祉的な観点から成年後見制度の運営に関与していくことが国の方針として示され、令和4年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画では、市町村の役割や優先的に取り組む事項がより具体的に示されました。

これらを踏まえ、本市では「柳井市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、必要な人が必要な時に成年後見制度を利用できる環境を整備していくため、地域課題の解決に向けた取組を進めます。

2 現状と課題

令和7年にはいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となるなど、今後数年で社会の高齢化は一層進展し、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズは増大していくことが見込まれています。

一方、本市における成年後見制度の認知度は十分とは言えず、今回のアンケート調査においても6割を超える人が「聞いたことはあるが、内容までは知らない」「聞いたことがない」と回答しています。また、高齢者や障がい者の権利擁護支援については、担当者が個別ケースごとに適宜対応している状況にあり、成年後見制度の利用促進を組織的かつ計画的に遂行していくための体制は整備されていません。

このため、本市においても国の基本計画の内容を勘案しながら、地域の実情に即した支援体制の構築や制度周知に取り組み、来るべき時代に備えていく必要があります。

3 具体的な取組

(1) 地域連携ネットワークづくり

- ア 高齢者支援課及び社会福祉課を中核機関に位置づけ、相談支援や広報活動を行うとともに、協議会の運営や地域連携ネットワークの整備に取り組みます。
- イ 既存の高齢者の権利擁護に関する協議会を活用して、「成年後見制度利用促進協議会」を設置し、関係機関の連携強化を図ります。
- ウ 権利擁護支援チームの形成に向けて、高齢者支援や障がい者支援の関係者（既存の支援チーム）が法律・福祉の専門職による助言を受けられる体制を整備します。

(2) 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- ア 虐待事案への対応や身寄りのない人・身寄りに頼れない人の支援においては、市長申立てを積極的に活用します。
- イ 収入や資産の状況により、成年後見人等に対する報酬を支払うことが困難な人に対しては、市長申立て以外の事案についても報酬費用の助成を行います。
- ウ 国による成年後見制度や報酬助成事業の見直しの動向を注視し、必要な制度改善に取り組みます。

